

広島市規則第 6 2 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市土砂堆積規制等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市土砂堆積規制等条例施行規則の一部を改正する規則

広島市土砂堆積規制等条例施行規則（平成 1 6 年広島市規則第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 0 号中「集落から農業用排水施設へ排出される汚水を処理するための施設」を「農業集落排水施設」に改める。

第 3 条第 1 項第 7 号中「キ」を「コ」に改める。

第 6 条中「カ及びキ」を「ケ及びコ」に改める。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 7 条から第 1 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（土砂堆積を適正に行うことができない者）

第 7 条 条例第 8 条第 1 号エに規定する規則で定める者は、精神の機能の障害により土砂堆積を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。